

厚生労働大臣が定める掲示事項

● 入院基本料について

当院では、急性期一般入院料4（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対し1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、別掲「病棟の看護職員配置について」をご参照ください。

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

意思決定支援では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

身体的拘束最小化においては、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

● DPC 対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、令和2年4月より、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC 対象病院」となっております。医療機関別係数については、別掲「施設基準届出一覧」をご参照ください。

● 入院時食事療養について

当院は、入院食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士による管理の下に適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降）適温にて提供しております。

・入院時食事療養費の標準負担額

70歳未満の患者さん		70歳以上の患者さん		標準負担額（1食あたり）		
所得区分	(ア)	上位所得者	Ⅲ	現役並み所得者	1食 510円（1日3食 1,530円）	
	(イ)		Ⅱ		◎指定難病、小児慢性特定疾病等患者は 1食 300円（1日3食 900円）	
	(ウ)		Ⅰ			
	(エ)	一般	—	一般		
	(オ)	低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ	低所得者Ⅱ（※2）	過去1年間の入院期間90日目以内	1食 240円（1日3食 720円）
				過去1年間の入院期間91日目以降	1食 190円（1日3食 570円）	
			Ⅰ	低所得者Ⅰ（※1）	1食 110円（1日3食 330円）	

※1 世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除額を除いた後の所得が0円となるもの、あるいは老齢福祉年金受給権者

※2 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に係る届出については、別掲「施設基準届出一覧」をご参照ください。

厚生労働大臣が定める掲示事項

● 明細書の発行状況に関する事項について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

● 保険外負担に関する事項について

当院では、療養の給付とは直接関係ないサービスや各種診断書・証明書などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

別掲「保険外負担一覧」をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

- 入院医療に係る特別の療養環境の提供

別掲「室料差額徴収部屋一覧」をご参照ください。

- 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては、健康保険からの入院基本料15%が給付されません。この場合、180日を超えた日からの入院が選定療養となり、当院が関東信越厚生局長に報告した金額（1日につき2,409円）を特定療養費として患者さんにご負担していただくこととなります。ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても、厚生労働大臣が定める状態にある場合には、健康保険が適用されます。